

第202500049217号
令和7年6月19日

各指定病院長
各指定老人ホームの長
各指定身体障害者支援施設長
各指定保護施設長
鳥取刑務所長
米子拘置支所長
鳥取県警察本部長
鳥取少年鑑別支所長

様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公 印 省 略)

参議院議員通常選挙に係る指定病院等における不在者投票の管理執行に
ついて (通知)

近く執行予定の参議院議員通常選挙 (以下「参議院選挙」という。) において、貴施設 (以下「指定病院等」という。) で行われる不在者投票の管理執行に当たっては、別添の「指定病院等における不在者投票事務処理要領 (以下「要領」という。)」によるほか、特に下記事項に御留意の上、その取扱いに万全を期されますようよろしくお願い致します。

また、本通知は7月3日 (木) を公示日、7月20日 (日) を選挙期日として想定したものであり、公示日等が想定と異なった場合は、適宜読み替えてください。

記

1 基本的事項

- (1) 不在者投票制度は、選挙期日の前日までに選挙人に投票させる例外的な措置であるので、その管理執行に当たっては特に厳正に行い、疑義が生じた場合においては、勘や過去の経験に頼ることなく、常に法令等の根拠を確認の上、適切に処理すること。

なお、法令等の解釈等について疑義を生じたときは、当委員会又は市町村の選挙管理委員会 (以下「市町村委員会」という。) と相談の上処理すること。

(2) 参議院選挙は、参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙（以下「選挙区選挙」という。）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の2つの選挙が執行されることとなるので、別途配付予定の「選挙のしおり」等により選挙人への制度の周知を図りたいこと。

(3) 不在者投票の事務は、迅速かつ的確に処理することが要求され、しかも参議院選挙は、前述したとおり、選挙区選挙及び比例代表選挙の2種類の投票があるので、事前にその事務分担及び処理について計画を立てておき、万全の事務処理ができるよう配慮すること。

2 選挙期日等及び不在者投票の期間（選挙区選挙・比例代表選挙共通）

(1) 選挙期日等は、次のとおりであること。

選挙期日 7月20日（日）

選挙期日の公示日 7月 3日（木）

(2) 不在者投票ができる期間は、選挙期日の公示日の翌日（7月4日）から、選挙期日の前日（7月19日）までであること。

3 投票用紙の様式等

投票用紙の様式等は、選挙の種類により次のとおり異なるので、留意するとともに選挙人に周知しておくこと。

区 分	投票用紙の色	文字の色	投票方法
選挙区選挙	クリーム色	黒色	候補者の氏名を記入
比例代表選挙	白色	黒色	名簿登載者の氏名 又は 名簿届出政党等の名称若しくは略称を記入

※ 点字投票用の投票用紙には「点字投票」の表示がなされ、選挙の種類を示す点字シール（選挙区選挙：「サンギイン センキョク」、比例代表選挙：「サンギイン ヒレイ ダイヒョー」）が貼ってあること。

4 不在者投票ができる者

指定病院等で不在者投票ができる者は、当該指定病院等に入院（所）している選挙人で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第1項各号の不在者投票事由に該当することが見込まれる者に限られること。

したがって、当該施設の職員や入所者の付添人等は、当該施設での不在者投票はできないこと。

5 投票用紙等の請求・交付

- (1) 投票用紙等の請求に当たっては、入院（所）し、又は収容している選挙人の意思を必ず確認し、依頼のあった者についてのみ、依頼書を徴した上で請求を行うこと。
- (2) 投票用紙等は、当該選挙期日の公示日（7月3日）以前においても請求が可能であるが、市町村委員会が交付するのは、原則として選挙期日の公示日の翌日（7月4日）以降であること。
- (3) 投票用紙等の紛失は、選挙人の投票する機会の損失や、悪意ある第三者による不正投票等につながるおそれがあることから、投票用紙等の受け渡し時の確認及びその体制の整備を行うとともに、適時に保管状況の確認を行うなど、投票用紙等の適切な管理を徹底すること。

6 投票の手続等

- (1) 投票の順序は、最初に選挙区選挙、次に比例代表選挙とし、投票記載台は2か所設けること。
- (2) 投票の記載場所については、事前に選挙人に周知するとともに、投票の秘密が保たれるよう十分配慮し、特定の候補者や政党等の選挙運動員等が、選挙人の投票に影響を及ぼすことのないよう注意すること。

また、投票を記載する場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示してはならないものであること。

なお、入院（所）し、又は収容している選挙人が自由に出入りできる廊下、集会室等の場所についても、こうした文書図画が貼られることのないよう注意すること。

- (3) 投票に当たっては、自由、公正、平等を心掛け、選挙人に威圧感を与えることがないよう配慮するとともに、選挙権を有する者を1人以上必ず立ち合わせること。
- (4) 立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を有しており、管理執行の適正を保つためには、公正な立会人の選任が不可欠であること。

また、不在者投票管理者は、市町村委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこと。

なお、立会人は、不在者投票管理者若しくはその業務補助者又は代理投票の補助者と兼ねることはできないこと。

- (5) 代理投票の手続は、投票の秘密保持に厳正を期すとともに、適正に行うこと。特に、1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対のないよう留意すること。また、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票管理者が当該不

在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めること。

なお、投票の記載を行う補助者は、選挙人の投票を誘導し、又は選挙人の指示を確認しないまま記載したと疑われることのないよう、慎重かつ確実に選挙人の指示を確認するとともに、補助者は選挙人の投票の秘密を絶対に明かしてはならないこと。

- (6) 指定病院等においては、選挙区選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示、比例代表選挙における名簿登載者の氏名並びに名簿届出政党等の名称及び略称の掲示はできないものであること。

なお、選挙人から候補者や名簿登載者の氏名、名簿届出政党等の名称等を確認したい旨の申出があった場合は、次のようなものを受付で提示する等の便宜を図ることは差し支えないものであること。この場合において、これらのものは、投票を記載する場所内に掲示することができないものであることに注意すること。

ア 選挙区選挙に係るもの

別途送付する候補者の氏名等が告示された鳥取県公報（公示日の翌日発送）又は市町村委員会から送付される選挙公報

イ 比例代表選挙に係るもの

参議院名簿登載者の氏名並びに名簿届出政党等の名称及び略称についての別途通知（公示日の翌日発送）又は市町村委員会から送付される選挙公報

- (7) 選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙の交付に誤りがないう、特に留意するとともに、選挙人に対しては投票用紙等の使用を誤らないよう適切な注意を与えること。

投票用紙の交付に当たっては、選挙人1人1人に「クリーム色の投票用紙は、選挙区選挙です。候補者1人の氏名を記載してください。」「白色の投票用紙は、比例代表選挙です。名簿登載者1名の氏名又は名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載してください。」といったように適切な注意を与えるとともに、選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙を、別々によく確認してもらったうえで1枚ずつ交付すること。

- (8) 今回の参議院選挙においても、視覚障がい者自ら投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとし、点字投票用紙を一般の投票用紙とは別に調製している。

市町村委員会から交付された点字投票用の投票用紙には、「点字投票」の表示がなされ、更に選挙の種類を示す点字シールが貼ってあるので、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りのないよう注意を払うこと。

なお、点字シールの貼付位置及び表示内容等については、別途配付の要領中「点字投票用紙の選挙種別表示例」を参照すること。

(9) 投票の記載場所における投票用紙等の提示、投票用紙への記載、内封筒及び外封筒への封入という所定の手続を経て、選挙人から記載済みの投票用紙を封入した不在者投票用外封筒の提出を受けたときは、不在者投票用外封筒表面の投票者の署名を必ず確認すること。

(10) 投票者の署名を確認した後、不在者投票管理者は、不在者投票用外封筒に投票の年月日、投票の場所及び氏名を記載し、さらに、立会人が署名すること。

なお、立会人の署名については、必ず自書でなければならないこと。

(11) 投票が終わった投票用紙等は、選挙期日（7月20日）までに、選挙人の属する市町村委員会に必ず到着するよう措置すること。

投票所閉鎖時刻までに投票管理者に届かないものは、投票行為自体が無効となるので、郵送によるときは、必ず封筒に「選挙事務」、「不在者投票在中」と朱書きしたうえで、特定封筒郵便物の交付記録郵便（レターパック）により早期に送付すること。

7 不在者投票に要する経費

不在者投票に要した経費については、別に定める基準により算定し、別途通知する請求手続により、不在者投票特別経費交付金が交付されるものであること。

8 その他

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

担当

選挙管理委員会事務局 石本、坂本、加藤、林

電話 0857-26-7058、7061

ファクシミリ 0857-26-8129

電子メール senkan@pref.tottori.lg.jp